

区民葬儀における新たな助成制度について

1 主旨

区は令和8年4月より、区民葬儀利用者のうち、区が指定する民間火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした23区共通の新たな助成制度を創設した。については、区においても、広く制度を周知するとともに、共通の制度に基づく対象者への補助を実施する。

2 制度の概要

(1) 現行の区民葬儀制度

区民葬儀とは、葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている事業。

昭和23年頃に都民の低所得者に対し低廉な価格により葬儀が行えるよう「都民葬儀」として運営が始まり、現在は「区民葬儀」として、民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者の協力により行われており、公費負担はない。

区民葬儀券は、各総合支所くみん窓口戸籍担当で発行し、利用者は区民葬儀券〔祭壇券、靈柩車券、火葬券（遺骨収集容器を含む）の3区分〕の区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせて利用することができる。

なお、区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱うことができない。

(2) 助成制度創設の経緯

区民葬儀取扱業者のうち、東京博善株式会社が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止めることを昨年8月に公表した。

これを受け、23区は同月、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から、23区共通の助成制度を、令和8年4月より新たに開始する。

(3) 助成対象者

区民葬儀利用者（※1）のうち、区が指定する民間火葬場（※2）において、最も低廉な火葬料金（※3）を支払った方（※4）を対象とする。

※1 「祭壇券」または「靈柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者

※2 区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場

※3 他の公的制度の適用を受けている料金を除く

※4 23区内に住民登録を有している火葬を執り行った方、又は23区内に住民登録を有していた逝去者のために火葬を執り行った方

(4) 助成額

「大人 27,000 円、小人 15,000 円」を助成限度額とする。

助成限度額の算出にあたっては、特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額（87,000 円）と区民葬儀の火葬料金（59,600 円）との差額から 1,000 円未満を切り捨てた額を根拠としている。

(5) 請求受付方法（予定）

郵送での受付のほか、電子申請、生活福祉課窓口において受付を行う。

(6) 助成制度利用件数（令和 8 年度世田谷区での見込）

約 880 件

(7) 令和 8 年度所要経費

23,949 千円

3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 4 月 区のおしらせ、区ホームページに周知記事を掲載

申請の受付開始

関係機関への情報提供

5 月 対象者への支給開始

【参考】令和 8 年 1 月 16 日付特別区長会資料

○火葬場のあり方に係る特別区の取り組み

火葬場はその経営主体に関わらず、公共的な役割を担っており、その料金についても客観的な妥当性が求められるものと認識しています。

一方、火葬場に対する指導権限のある特別区が、その料金の妥当性を判断するために必要な根拠や、基準が墓地埋葬法に定められていないため、指導の実効性を担保することができません。

このことから、11 月 25 日には都と共同で国に法改正を要請しました。

今後も引き続き、安定的な火葬体制を確保する観点から、都と連携のうえ、国に対して必要な要請を行っていきます。

特別区のこれまでの取り組み状況については、特別区長会ホームページをご参照ください。

・ https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/sonota_kotsudo.html